

教育委員会定例会議事録

平成30年1月19日 午後2時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	渡 辺 時 行
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼庶務課長	鈴 木 敏 彰
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
学校教育課主幹	三 浦 孝 裕
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	小 島 基
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	築 瀬 正 洋

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第1号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 その他報告 図書館業務作業委託について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、渡辺・菅沼両委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

「高本教育長」 次に日程第2、第1号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は、職員の人事に関する案件でございますので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 日程第2、第1号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 続きまして、日程第3、その他報告「図書館業務作業委託について」を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

「細井教育部次長」 資料「豊川市中央図書館業務作業委託の状況について」に沿ってご説明申し上げます。中央図書館では窓口業務などについて、平成22年度から民間業者に委託をしております。現行の契約期間が今年の3月31日で終了いたします。そのため、新たな委託契約を締結する必要があり、現在、中央図書館業務の受注者を選定する作業を行っておりますので、その状況について報告をさせていただきます。

委託業務名は豊川市中央図書館業務作業委託でございます。

これまでの委託状況でございますが、第1期といたしまして、契約期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3カ年とし、契約金額は年間37,450,000円。3年間の契約総額は112,350,000円でございます。第2期といたしまして、契約期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5カ年とし、契約金額は年間40,572,000円。5年間の契約総額は202,860,000円です。第2期については消費税の変更と、祝日の翌日を開館としたことによる開館日数の増によりそれぞれ契約金額の変更を行っております。

今後の委託予定といたしまして、現在、受注者の特定作業を進めている内容でございますが、平成30年4月1日から平成33年5月31日までの3年2ヶ月間を契約期間として予定するものでございます。この契約期間のうち業務期間を平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3ヶ年としております。この2ヶ月間の期間の差につきましては、新たな受注者を特定する日程が3月下旬となりますので、現行の受注者と異なる事業者が受注者となった場合の業務の引継ぎ期間等として設けたものでございます。従いまして、業務期間前の4月、5月の2ヶ月間につきましては現行の受注者と随意契約を行うものでございます。次に契約金額でございますが、予定する金額は年間55,158,000円以内とし、3年間の総額は165,474,000円以内を予定するものでございます。この契約金額は予算要求額でございます。

が、実際には今後の事務手続きの中で受注者となる事業者から提出された見積金額が契約金額となります。

現契約の受注者は株式会社図書館流通センター、通称TRCでございます。図書館業務を請け負う会社では比較的、大きな規模の事業者でございます。

受注者選定方法は公募型プロポーザル方式でございます。プロポーザル方式につきましては公募型と指名型がございますが、今回は最適な事業者を広く募る事ができる公募型を採用いたしました。事業者の公募についてプロポーザル方式を採用した理由といたしましては、委託業務の提案書の内容により見積金額だけでなく、業務遂行能力、人員配置能力、人材育成能力、積極的な業務改善による効率的な運営能力等の適性を総合的かつ客観的に判断し、受注者を選定する事ができるためでございます。

現契約の委託業務内容につきましては、図書館の開館、閉館業務の他、カウンター業務、図書管理業務、予約・リクエスト・配送等業務及びその他業務でございます。新規契約の内容につきましても、ほぼ同様の内容を予定しております。

次に別資料「豊川市中央図書館業務作業委託プロポーザルを実施します」をご覧ください。この資料は中央図書館のホームページで今週の1月16日から掲載しているものでございます。業務概要として掲載してございます日程についてご説明いたします。説明書等のプロポーザル方式に関する書類の交付期限は1月30日午後6時までとさせていただきます。参加表明書の提出期限も同じく1月30日の午後6時までとさせていただきます。プロポーザルの手続きとして質問期間を設けておりまして、質問書の提出期限は2月20日としており、受け付けた質問の回答を2月23日午後7時までには回答を行うこととしております。提案書類の提出期限は3月6日午後6時までとしており、その提出書類に対するプレゼンテーションを3月7日から3月13日までの間に実施する予定でございます。受注者選定結果の通知は3月下旬に行いますが、これは新年度予算の市議会での議決を待って行うものでございます。その後、4月1日に正式に業務委託の契約を行い、6月1日から業務の開始を予定するものでございます。

図書館業務作業委託についての説明は以上でございます。

「高本教育長」 今の説明について何かご意見やご質問などはございますか。

「戸苺委員」 契約期間について質問です。第1期が3年間、第2期が5年間、今回予定する契約期間がおおよそ3年間となっています。第2期の5年間から約3年間と契約期間を短くする理由を教えてください。

「尾崎中央図書館主幹」 県下において、他の自治体でも同じ様にプロポーザルで委託の契約更新をしているところがあります。確認しましたところ3年間を契約期間としている場合が多いことが分かりました。そのため、現行の受託者や他の事業者に聴取調査を行なったところ、近年では、人件費が毎年上昇傾向にあるため、5年間という長期の契約を行うにあたって将来的な人件費の見込みが難しいという意見がありました。事業者にとって、長期の契約を行うことについては業務の継続的な確保というメリットがありますが、反面、人件費の高騰による赤字のリスクもあるため、公募し

たものについて手が挙がりづらくなってしまいうことも考えられます。このことを踏まえまして、少しでも多くの事業者に手を上げていただいた中で、より良い事業者を選定することができるようにするためにも3年間という期間がちょうど良いのではないかという結論に至ったものでございます。

「戸荻委員」 ありがとうございます。

「林委員」 契約金額が増加していますが、これは委託業務の内容が増えたということでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 豊川市の図書館の状況を確認しますと、大変喜ばしいことではございますが、図書の予約やリクエストサービスなどの件数が非常に伸びております。利用者数が年々上昇しておりますので、人数を増やして業務対応を行う必要がございまして、その結果として人件費が上昇しているということでございます。

「高本教育長」 人件費の上昇が反映されているということですね。他にご意見などはございますか。

「渡辺委員」 今後の委託予定といたしまして、契約期間と業務期間の間に差があることについて詳しく教えていただきたい。

「尾崎中央図書館主幹」 今年度の3月末頃に受託者が決まります。新たに決定した受託者が現在の受託者と同じ者であった場合は業務の引継ぎ期間は必要ありません。しかし、受託者が別の事業者となった場合は、新たな受託者が業務を行うことができるように、新たに人を雇う必要が生じてまいります。任用した方への業務研修も必要となります。制服なども手配する必要があります。そのため、現行の受託者以外は4月からすぐに図書館業務を開始することができません。そのため4月1日に契約を行い、6月1日から業務を開始できるように受託者の責任と費用において必要な準備行為をしていただくというものでございます。

「渡辺委員」 もう少し早くから動き出していれば4月1日から業務開始をすることができたのではないのでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 事務局といたしましても4月1日に業務を開始できるように財政担当部署とも調整しましたが、金額が大きいため公募に関する動き出しは財政部局や市長の予算査定を受けた後という結論となりました。さらに、市議会の議決を経していない予算による契約は出来ませんので、業務開始時期を4月1日に合わせる事が難しいということでございます。

「関原教育部長」 新年度予算については事務局が作成した予算の見積りを10月頃に財政担当部署へ提出します。その後、財政担当部署が全体調整を行い、議会への予算要望額として事務局が内示を受ける時期が1月中旬でございます。そのため、この公募に関する作業もこの内示日をスタートといたしました。受託者を特定する日につきましても予算が可決する議会の最終日として手続きを進めてまいります。市議会による議決がされない場合にはこの業務委託についても実現されないこととなってまいりますので、議決を待って契約を行い、6月1日の業務開始までの2ヶ月間は実務上、

必要な期間として計上しているものでございます。

「渡辺委員」 3年後の次期契約についても4月1日からの契約期間は3年2ヶ月間、業務期間は3年間ということですね。

「関原教育部長」 この期間設定が最も適切であると考えています。

「菅沼委員」 準備期間に対して市の費用はかかってくるのでしょうか。

「関原教育部長」 準備期間でございますので新しく受託者となった事業者に対しての費用負担はありません。ただし、現行の受託者に対しては業務を行っていただくため2ヶ月間の費用負担が生じます。

「菅沼委員」 現行の受託者について、契約期間は平成30年3月31日までとなっておりますが、これを延長するということですか。

「関原教育部長」 2ヶ月間の延長を行います。

「高本教育長」 現行とは違う事業者が受託者となった場合、3月下旬に受託者として特定されてから業務を行う人員を集めるということになるのでしょうか。

「関原教育部長」 そういう事になります。

「高本教育長」 受託者に新たに任用された方々も図書館業務の中身を知るために、2ヶ月間の期間を使って、現行の受託者から業務を引き継いでいくということですね。

「尾崎中央図書館主幹」 現行の受託者が雇用していた方が新しい受託者へ移ることはあるかもしれません。

「高本教育長」 他にご意見やご質問などはございますか。

「菅沼委員」 現行の受託者であるTRCが改めて受託者となった場合、引継ぎ期間の必要は無いですが、契約どおり6月1日から新たな契約に対する業務が開始されるということですね。

「関原教育部長」 はい。

「高本教育長」 図書館業務というのは特殊性や専門性がありますが、そのため業務を受けることが出来る事業者は限られるのでしょうか。

「尾崎中央図書館主幹」 日本全国の何処でも業務を受託できる事業者というのは3から4社程度となると思われれます。近隣市の例では元職員が法人を立ち上げて業務を受託しているという場合もあります。その他、県域くらいを活動範囲としている地域を限定したNPO法人が受託している場合もありますが、遠方の市町村の業務を受託することはありません。そういった事業者も含めると全国的に多くありますが、豊川市の業務を受託できる事業者はどうしても限られてしまいます。

「高本教育長」 他にご意見やご質問がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。それでは、日程第3、その他報告「図書館業務作業委託について」の報告を終了させていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後 2 時 2 9 分 閉会)